

仕 様 書 (その3)

- 1 業務件名
防衛省共済組合三田尻支部における理髪店の設置及び経営
- 2 業務内容
理容の設置及び経営の業務
- 3 設置場所及び使用許可面積
理容の設置場所及び使用許可面積については、甲が国有財産使用許可書において許可された厚生センター内の39.04㎡とする。
- 4 営業日及び営業時間
 - (1) 営業日
原則として、年末年始休暇(12/29から1/3)を除く毎日とし、それ以外は別途協議とする。
 - (2) 営業時間
 - ア 平日：原則として10:00から19:00までとし、それ以外は別途協議する。
 - イ 土日祝日：原則として09:30から14:00までとし、それ以外は別途協議する。

※ 部隊の状況等により変更ある場合は、別途協議するものとする。
- 5 販売品目
理容(フルサービス)とする。
- 6 貸与備品
甲が乙に貸与する備品については、ガス給湯器1台及びオートシャンプーセット1台とする。